

法定検査

根 拠 法 令	解 説
<p>浄化槽法 (設置後等の水質検査)</p> <p>第 7 条 新たに設置され、又はその構造若しくは規模の変更をされた浄化槽については、その使用開始後 6 月を経過した日から 2 月間に、環境省令で定めるところにより、当該浄化槽の所有者、占有者その他の者で当該浄化槽の管理について権原を有するもの（以下「浄化槽管理者」という。）は、環境大臣又は都道府県知事が第 57 条第 1 項の規定により指定する者（以下「指定検査機関」という。）の行う水質に関する検査を受けなければならない。</p> <p>(定期検査)</p> <p>第 11 条 浄化槽管理者は、環境省令で定めるところにより、毎年 1 回（環境省令で定める浄化槽については、環境省令で定める回数）、指定検査機関の行う水質に関する検査を受けなければならない。</p>	

関 連 法 令
<p>(指定検査機関)</p> <p>浄化槽法第 57 条第 1 項</p> <p>(定期検査の内容)</p> <p>浄化槽法施行規則第 9 条</p>